

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

権利の放棄について

次のとおり未収債権を放棄したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定に基づき、議会の議決を求める。

- ・ 請求権を行使できない債権

債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、破産法第２５３条第１項の規定により当該債権の請求権を行使できないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費戻入金	３１，３６０円	２０１８年度
2		生活保護費戻入金	１５，０００円	２０２１年度
3		生活保護費戻入金	１５，０００円	２０２１年度
4		生活保護費戻入金	１５，０００円	２０２１年度
5		生活保護費戻入金	１３０，２４０円	２０２４年度
6		生活保護費戻入金	８９，９４６円	２０２４年度
7		生活保護費戻入金	１３２，８７０円	２０２４年度
8		生活保護費戻入金	４８，９１９円	２０２１年度
9		児童扶養手当返還金	１，８７３，２８０円	２０２２年度